資料２

原　案

犬山市いじめ防止基本方針

平成２７年９月

犬山市

はじめに

いじめは、子供の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子供の人権に関わる重大な問題です。

犬山市では、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得る問題であり、どんな小さないじめも見逃さないという共通認識に立ち、日頃から児童生徒の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応できる体制づくりなど、いじめ問題に取り組んできました。こうした中、平成２５年９月２８日に施行された「いじめ防止対策推進法」第１２条第１項の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を策定することとなりました。この基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に一層努めてまいります。

第１ いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切です。

学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子供たち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努めてまいります。

第２ いじめの定義

いじめ防止基本方針では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含むこととする）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとします。

第３ いじめに対する基本的な考え方

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（例：「いじめ・不登校対策委員会」等）を活用し、組織的に判断することが求められています。さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要です。

第4 関係者の責務

子供のいじめ防止等に関する各関係者が、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取組の充実を図ります。

1 いじめの未然防止

- ○　犬山市は、各学校が、いじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。
- ○　各学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努めます。
- ○　各学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。
- ○　保護者は、子供の教育において第一義的責任を有するものであり、子供がいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めます。
- ○　地域社会には、学校、家庭と連携し、社会全体で子供たちを見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子供たちのさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援します。

2 いじめの早期発見

- ○　犬山市は、いじめに悩む子供や保護者の相談に対応します。また、相談者の意向を踏まえ、問題解決に向けての対応を積極的に進めます。
- ○　心の専門家である臨床心理士が、スクールカウンセラーとして県より配置されています。児童生徒が悩みを相談しやすい環境の充実を図ります。
- ○　各学校は、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。
- ○　学校は、教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。
- ○　保護者は、子供がいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいた場合は、子供をいじめから守るために、また子供にいじめをさせないために、学校、関係機関等と連携して適切な措置を行います。

3 いじめに対する措置

- ○　犬山市は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援します。
- ○　各学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応します。
- ○　保護者は、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して、必要な協力を行います。

第5 犬山市としての取組

犬山市は、いじめの防止等については、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて社会総ぐるみで対応していきます。

1 犬山市いじめ問題対策連絡協議会

○ 犬山市は、いじめの防止等に関する機関の連携を図るため、学校、教育委員会、PTA、犬山警察、臨床心理士等の関係者を構成員とする「犬山市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

○「犬山市いじめ問題対策連絡協議会」では、いじめ防止等に関する機関のいじめの問題への取組状況を検証・協議し、いじめ防止対策の一層の充実を図ります。また、いじめの防止等に関する取組が、犬山市いじめ防止基本方針に基づき、実効的に行われているかを点検し、今後の取組や施策の充実に生かします。

○ 犬山市は、「犬山市いじめ問題対策連絡協議会」での連携が、学校におけるいじめ防止等に活用されるよう、必要な措置を講じます。

2 教職員の資質の向上

○ 犬山市は、教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

3 インターネットを介したいじめに対する対策の推進

○ 犬山市は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実します。

○ 犬山市は、専門機関等と連携し、有害情報等を検索・監視するための取組を強化をします。

第6 学校としての取組

各学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定します。そして、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校の設置者、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

第7 重大事態への対処

○ 重大事態が発生した場合は、当該学校を所轄する教育委員会に、事態発生について報告をします。

○ 犬山市は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断します。

○ 学校が調査を行う場合、校内に設置している「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（例:「いじめ・不登校対策委員会」等）を母体として調査や対応を行います。

【犬山市いじめ問題への組織的な体制】（案）

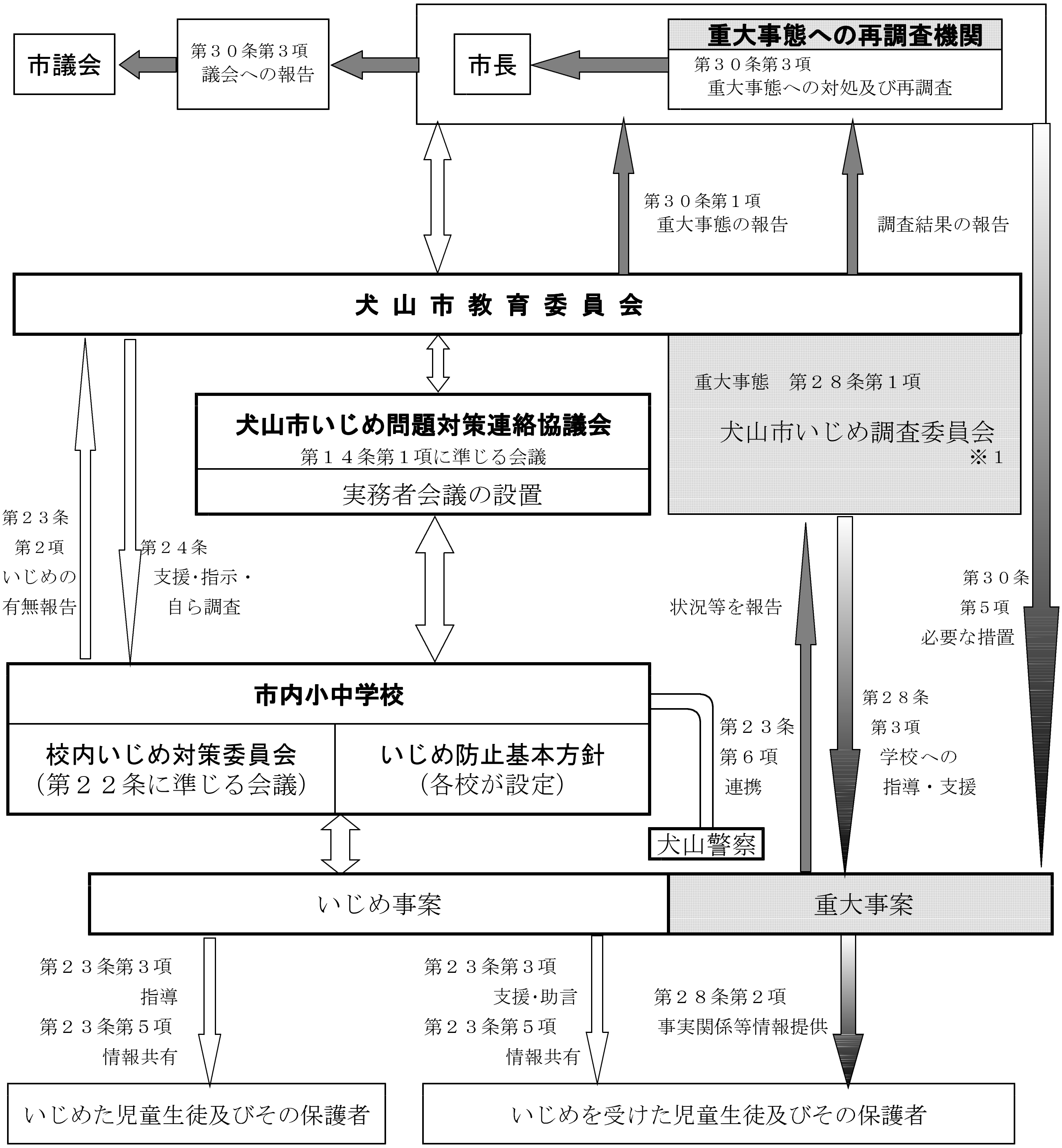

※１　想定される構成員：民生児童委員・一宮児童相談C・弁護士・犬山警察署・学識経験者・家児相
青少年センター・子ども未来課・スクールカウンセラー　等　事案に応じて検討

※２　連携の趣旨　：　いじめは学校教育だけで解決するものではない。家庭・地域すべての大人が子どもを見守り、導いていく環境が大切である。子どもたちが自らの居場所を感じる環境を地域ぐるみで作っていく。何かあったときチームで考え解決する、何かを始めるとき知恵を貸してくれる連携体制を築いていきたい。